

物語を通して見た平安貴族の婚姻形態

——一夫多妻制説の見直し——

清水 秀 美

序

以前、拙稿^①にて平安貴族の婚姻形態分析の諸説を検討した際、工藤重矩氏以外は皆、一夫多妻制説で共通していた。古典文学に携わる者は、天皇家はもちろんのこと、貴族社会においても平安時代の婚姻は一夫一妻制とは程遠いものという認識のもと、それぞれの登場人物の關係性を把握しているといつても過言ではないであらう。

しかし、今回、改めて検討してみても、木村佳織氏はじめ、単純な一夫多妻制という婚姻のくくりでは納得できないような論が出てきたので、それぞれの論を紹介しながら、平安貴族の婚姻形態の再分析を試みたい。さらに『宇津保物語』や『源氏物語』における代表的「一夫多妻」の例を取り上げながら、多妻内における「正妻」というものの条件を見直し、物語を通して見た平安貴族の婚姻形態を提示できればと考える。

第一章 平安時代の婚姻形態の分析諸説

第一節 「一夫一妻制」説

●木村佳織説^②

木村氏が「平安時代の貴族社会は一夫多妻制である」という一般的な認識を覆されたのは、次の『源氏物語』の一節による。

ただ人こそ、ひと事に定まりぬれば、また心分けんことも難げなめれ、それだにかの大臣の、まめだちながらこなたかなたうらやみもてなして、ものしたまはずやある。

(5・「宿木」・三八一・三二)

これは中の君一人を守り、夕霧の娘、六の君との婚姻を承知しない匂宮に対して、母明石中宮が「臣下の身分であれば、本妻が決まってしまうとほかに心を分けることが難しいが、そうであつてさえ、あの大臣(夕霧)はまじめなようで、あ

ちらこちらと上手にさばいておられるではないですか。」とただ人である夕霧が二人の妻を持つことを特例として挙げ、皇族である匂宮が妻を二人持つことに支障はないと論している場面である。はつきりと「ただ人」は「心分けんこと難げなめれ」とある。物語の構成上の台詞と取れないこともないが、木村氏によると、『源氏物語』の中でははつきりと妾妻（正妻以外の愛人を指す）を持つことが明示されているのは、源氏・夕霧・匂宮のみに限られているのである。つまり、皇族以外では源氏と夕霧のみが複数の妻を持っていたという分析である。

これは「通常の平安貴族の婚姻実態は一人の夫が複数の妻を持つ」という私たちの一般通念からはかけ離れているように思われる。

木村氏は、これらの分析から、「女三宮の降嫁によって、紫上は正妻から格下げされた」という玉上琢彌氏^③以来の通説への否定をし、「紫上は葵上死後から女三宮降嫁までの限りなく正妻に近い妾妻にすぎない」と唱える。

ここで、はつきりさせておかねばならないのは、木村氏がいう「一夫一妻制」とは一人の正妻しか存在せず、それ以外の妾妻はたとえ、婚姻関係が並行していても正妻とは厳

然と分けられているという意味である。だからこそ、「正妻ではない紫上」は女三宮降嫁の支障にならなかったのである。つまり、女三宮は正妻不在の六条院に降嫁し、源氏は女三宮を「正妻」とする「一夫一妻」の夫婦関係を成立させたことになる。

そこには高群逸枝氏からの「一夫多妻の夫婦関係から事後的に正妻が決定されていく」という説への強い批判がうかがえる。この事後的正妻論は他にも胡潔氏^④などが唱えているが、この場合、正妻の地位は決して制度ではなく、男性側の個人感情や利害関係などに基づく同居の有無等で決まていくのである。この論によれば、紫上は女三宮降嫁までは「正妻」であって、その身分の差異から事後的に、その座を女三宮に譲ったことになる。

ただ、木村氏の論は「平安貴族が正妻以外の妻を持つことが稀」であることは示しているが、正妻がきちんと一人と決められており、その正妻が存在しているうちは他の正妻を持つことが不可能であったという結論には達していない。

●工藤重矩説^⑤

工藤氏は『律令』^⑥の「戸令」の婚姻に関する項を用いて、「法

的に妻と扱われるのは一人のみ」であつたとする。

工藤氏の論の根拠となる「戸令」を見てみると

①「凡そ女に嫁せむことは、皆先づ祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母に由れよ。次に舅従母、従父兄弟に及ぼせ。……女の欲せんと所に任せて、婚主とせよ。」
(戸令第8 25)

②「凡そ先づ姁して、後に娶きて妻妾と為らば、赦に会ふと雖も、猶ほ離て。」(戸令第8 27)

③「凡そ妻棄つることは、先づ祖父母、父母に由れよ。若し祖父母、父母無くは、夫自由にすることを得む。皆其のもてらむ所の見在の財還せ。若し將たる婢、子有らば、亦還せ。」(戸令第8 29)

①は婚姻には多くの「婚主」の承諾が必要だとしている。「婚主」とは結婚の保証人に当たる。祖父母から父母、父方の従兄弟にいたるまで優先順位が決められており、このことから、「正妻との婚姻はきちんと事前に親族の許可を得た婚姻である」とわかる。

②はたとえ合意の上でも、結婚前に男女が通じていたら、罪は赦されても結婚は解消させられるとある。このことから、きちんとした儀式を経た結婚のみしか制度上では認められて

いないことになる。

③は離婚も同じく親族の許可がいることと、その財産は女性側に還すこととなっている。(祖父母、父母の存命中は夫の自由意思による離婚、財産分与はかなわないとされる。)

要するに制度上は、一人の妻を娶るにも、大変な手続きが必要で、複数の妻を娶ることは實際上、難しかったのではないかという考えである。

当然、そこには最初に正式に娶った妻が「正妻、嫡妻」(「本妻」はもとの妻の意味で工藤氏は厳密に区別している)で、死別か離婚を経ない限り、この女性のみが「妻」であるという考えがある。

工藤氏は他にも『令集解』の「戸令」の「戸婚律」より「重婚を犯せば、男は從(懲役)一年、女は杖刑一百」の条文を引いて、重婚は罪とする。ただ、これらの制度がきちんと守られていたかは甚だ疑問である。

また、『令義解』において、「嫡子」かどうかの決定時に必要な事項として、「嫡妻」の名が虚偽でないか確認することが治部省の仕事として規定されている例を引いて、「嫡子」決定時には「嫡妻」がすでに決定していなければならぬとする。これは後に工藤氏自身が挙げた藤原道長の妻、倫子と

明子の息子たちの出世の差から、最初に結婚した倫子が「嫡妻（正妻）」であり、その息子たちは「嫡子」となるという分析につながっており、興味深い。

さらに、正式な結婚の要因として、「男親の庇護」を挙げ、この例として、藤原済時の娘たちの「庇護の有無」による動向の差を記す。父の庇護を受け、三条帝の女御で、皇子を産んだ姉嬢子と、父の庇護なく敦道親王の北の方となり、親王の和泉式部への心変わりで邸を出て、祖母のもとに身を寄せねばならなかった妹の例は当時の「正式でない婚姻」の危うさをよく示している。

しかし、工藤氏は「一夫一妻制」と矛盾する例も挙げている。『宇津保物語』の源正頼の婚姻である。正頼は元服時に太政大臣の娘と結婚するが、やがて後に女一宮とも結婚する。そして、広大な邸に太政大臣の娘と女一宮と共に住まわせ、大臣の娘には十人、女一宮には十七人の子が生まれる。邸の中で、正頼と女一宮とは同じ建物に住み、太政大臣の娘は別の区画に住んで「あなたの北の方」と呼ばれている。先に結婚したその順序からいけば、正妻は太政大臣の娘である。その正妻を妾妻である女一宮がさしおいて愛されたことになるが、同居、婚姻の時期など物語上とはいえ、「正妻は事前に

決まっております、一人しか存在しない」という工藤氏の説と矛盾する内容である。

さらに『源氏物語』において、葵上はゆるぎない「正妻」であるはずだが、源氏と葵上の婚姻形態は「通い婚」である。これも「正妻において通い婚は存在しない」とする工藤氏の説に反しており、これについては、葵上は母方の後見者のいない光源氏が政治的に立場を得るための「物語上の役割」を担っただけの正妻なので、作者が意図的に「同居させなかった」とする。この分析は非常におもしろいが、その後の葵上の立場をわかりづらくするものである。なぜなら、工藤氏は「葵上は正式な結婚を経っていないので、正妻ではない」としているからである。葵上が通い婚でも物語上の役割で「正妻」であるとするなら、葵上も正式な結婚でなくとも、同居しているのだから、物語上の役割で「正妻」とすることだってできるはずである。実際の婚姻形態分析と物語の設定が混乱しているが故の矛盾であるが、工藤氏は「最初に結婚した妻のみが正妻である」点にこだわっているように思われる。前出の『宇津保物語』の矛盾する例にしても、氏が「最初に正式な結婚をした女性が正妻」と考えるから起こる矛盾であって、「正妻は事後に決まる」と考えれば、太政大臣の娘よ

り身分の高かった女一宮が「正妻」という扱いを受けることは何ら不思議ではない。

ただ、工藤氏が「一夫多妻制説」を批判する重大なポイントがこの「正妻事後決定説」なのである。これは前出の木村氏も批判していたが、「離婚しないまま正妻と他の妻たちは入れ替わり得る」とする説に対して工藤氏は「妻は離婚されない限り妻であり、離婚しないまま妾妻と入れ替わることはない」とする。しかし、これも後の増田繁夫氏の挙げた事例によって否定できるものである。

第二節 一夫多妻内における「正妻事後決定説」

●高群逸枝説

木村氏、工藤氏が批判した「正妻事後決定説」を最初に唱えた高群逸枝氏の説を少し紹介してみたい。

高群氏は平安中期以降の結婚形態を「招婿婚」としているが、その原則を次のようにまとめている。

①妻の父が表面にたち、父から婿に求婚し、父の本居で儀式をもって婿を取る。

②一妻（すなわち嫡妻的な妻）と生涯同居の傾向が芽生えること。

③その夫婦世帯は前半は妻家の後見。後半は夫婦相互による別産共同世帯として独立すること。

④世帯には依然カマド禁忌（嫁と姑といった違う世帯がカマドと一緒にすることは忌むこととされていた前時代的思想）すなわち母系原理が附着しているから、息子は成年に達すれば、かならず外に出し、娘のみ家にとどめて、これに婿取をし、外孫を生い立たせる。この娘夫婦も適当な時期に夫婦して独立するのが普通。〈舅姑（娘の父母）が家を譲って、他へ去るのが原則だが舅姑が娘夫婦に新居を建てて与えることもあり、婿の才覚で私邸を持ち、移ることもあるが、婿が妻子を連れて、実家に帰ることは絶対でない。〉

この原則を見る限り、「正妻事後決定説」はうかがえない。特に①②は工藤氏と同じ分析である。さらに、③は服藤早苗氏はじめ、多くの論者によって証明されており、財産は娘に伝領され、婿とは別に管理されることがわかっている。高群氏の挙げた事例を少し記すと、

藤原冬嗣(閑院) — 長良(枇杷) — 基經(堀河)

— 時平(本院) — 忠平(小一条) — 師輔(九條)

— 兼家(東三条) — 道隆(二条)

— 道兼(粟田)

— 道長(土御門) — () は邸の屋号

となり、明らかに息子にはその邸が伝領されていないことがわかる。紙面の関係上、省いたが、娘、孫娘には邸が伝領されている事例も挙げられており、③は史料によって証明されている。

④に関してはすでに拙稿でも述べたが、すべての論者に共通する認識である。娘夫婦の邸に関しては婿側が提供することも稀にはあったようだが、その際でも婿がその実家の両親と同居することはない。ただし、『宇津保物語』にはこの原則と反する例が一例だけ出てくるが、史実においては皆無である。

話を戻すと、高群氏の「正妻事後決定説」は③の事例の中の藤原道長と倫子、明子との関係において次のように述べられている。

道長には二人の妻がいた。一人は源雅信女倫子で、もう一人は源高明女明子である。この二人には身分の上か

らも婚姻の環境等からいってもさしたる相違はない。それにもかかわらず、『小右記』等で、倫子を「正妻」、明子を「妾妻」とするのは、婚姻後、道長が倫子の実家である土御門邸に倫子とその両親とともに同居したからである。道長は倫子と明子のいずれを正妻、妾妻などとはじめから考えて事をはこんだわけではなく、事後的に第一婚の倫子と同居することとなり、そのことが事後的に倫子を正妻的存在とした。明子にはすでに父もなく、わずかに自活のための高松邸や若干の遺産があるのみで、このことが明子を妾妻的境遇に陥らせたのであろう。とはいえ、あくまで「妾妻的」であって、妾ではないことから、『大鏡』で倫子と並んで、「北の方」といわせた所以であらう。

これを受けて筆者が『尊卑分脉』^⑤に拠ったところ、倫子の方は「北政所」として記載されているが、明子の方は「妾」の欄にも出てこない。これは、道長の父、兼家の同居妻時姫が『尊卑分脉』で「北政所」と表記され、妾妻とされる道綱母が「妾」の欄にも表記されていないのと同じである。W・マツカロウ氏によれば、道長と倫子は結婚当初こそ訪婚(通い婚)であったが、三年後には妻方の土御門邸で同居してい

る。

兼家と時姫が同居したことも、入内した娘の超子の母として兼家の東三条邸に時姫が入ったことで明確であろう。一方、道綱母は終始訪婚であった。

確かに倫子も時姫も最初に結婚した妻である。そして明子腹の頼通や教通も、また道綱も、正妻腹の嫡子とはその昇進において明らかな差がある。けれど、これら息子たちの昇進差は母親たちが最初に結婚した妻か否かというよりも、同居婚か訪婚かの違いによるのではないか。とすれば、「正妻事後決定説」の方が説得力がある。では「初妻Ⅱ正妻」について詳しく提示してくれているW・マッカロウ氏の説を少し検討したい。

第三節 「初妻Ⅱ正妻」説

●ウイリアム・マッカロウ説¹²⁾

①藤原師輔と盛子

盛子が最初の妻。師輔には内親王の雅子、康子といった妻がいたが、盛子が正妻と見なされたのは、盛子の息子たちの地位が雄弁に物語っている。

②藤原兼家と時姫

時姫が『蜻蛉日記』の作者より二、三年早く結婚している。

③藤原道長と倫子

倫子は道長の最初の妻。

④藤原師実と麗子

麗子は初妻ではない。初妻は源定成の娘。しかし、定成の娘とは多分、正式な儀式をともしない私婚である。

⑤藤原師通と藤原俊家の娘全子、藤原信長の娘

全子が最初の妻だが、五年間の同居の後、離婚。その十二年後、信長の娘と結婚し、その娘が北の方と呼ばれた。

⑥藤原忠実と源任子、源師子

任子が初妻。一〇八九年に結婚し、一〇九七年に二人目の娘を生む。しかし、一〇九五〜九六年に師子が忠実との間に娘をもうけている。最初、忠実は任子と同居していたが、一一〇二年までには師子と同居している。師子が北政所と名のついているのは史料より確かである。

以上、マッカロウ氏の挙げた事例をまとめてみたが、①④までは初妻が正妻である。⑤は初妻ではないが、きちんと離婚した後の妻を正妻としている点で藤原説に沿っている。⑥だけが妾妻が正妻にとって替わった例である。

マツカロウ一氏は正妻と妾妻の区別を次のように挙げている。

1 妻に付与された名称

(北の方、北政所、むかいめ、嫡妻)。

2 新処居住あるいは妻方居住の場合、妻が夫と同居しているか否か。

3 息子達がついている官職の高さ。

これを規定した上で、①②③④⑤⑥の例を挙げ、「男が最初に正式に結婚した妻が正妻となることは法的条件が必要であつたわけではないが、実際これは慣習としてあつた。正妻は初妻であると考えられる。」とする。また、「平安貴族が同時に持った妻の数は実のところ非常に少なく、たいていわずか二三人であり、恐らく一夫一妻制の場合が大多数であつたであろう。」とも述べている。

この分析は非常にわかりやすい。ただ、「初妻＝正妻」説に添わない例は⑥以外にもある。

藤原頼通と正妻隆姫の例である。

隆姫は頼通の初妻で同居していたが、彼女の従兄弟の源憲定の娘を憲定が死亡したため、引き取った。すでに成人していたこの娘二人に頼通の身のまわりの世話をさせていたが、

頼通はこのうちの妹と親しくなる。隆姫が不快の情を示したため、娘は実家に戻るが、頼通はここに通うようになってしまふ。先の分析によれば憲定の娘は「妾妻」である。ところが、『尊卑分脉』を引くと、頼通室として「源憲定女子」「具平親王女子隆姫」と二人が併記してある。隆姫はかつて、三条帝と頼通の父道長によつて親王内親王降嫁の話が進んだ際、三条天皇が「但シ妻アルハ如何カ」と躊躇したと『小右記』にあるほど揺るぎない正妻である。それが「妾妻」と後世、併記されたのは、隆姫に実子がいなかったことが要因であらうか。したがつて頼通は多妻であつたことになる。

ほかの多妻の例を増田繁夫氏が示しているので引用し、検討してみたい。

第四節 「一夫多妻制」説

● 増田繁夫説¹³

・ 藤原高遠の例

寛弘元年(一〇〇四年)十二月、太宰大貳に任ぜられた五四歳の非参議正三位藤原高遠は、翌二年四月二十三日の昼過ぎ、山崎から船に乗つて九州へ赴任することになったところ、北の方と共に牛車に乗つて都を出ようとし

たとき、高遠のもう一人の妻であった「前典侍」がやってきて、大いに怒り狂い、その車の出発を妨害するという事件が起こった。高遠の弟実資が「小右記」にて次のように記する。

「都督（大貳高遠）ノ両妻 車ノ論アリ」（『小右記』）

この場合、高遠の「北の方」の地位がそれまでから絶対的なものであり、日ごろから前典侍はその北の方の下位の妻として明確に位置づけられて暮らしてきたのであればこんな騒ぎは起こさないのであろう。前典侍もまた、高遠夫妻の出発を妨害するほどの強い立場の「妻」であるからこそ、「両妻」と記されたのである。

菅原孝標の例

『更級日記』の作者の父。孝標は長和五年（一〇一六年）上総介として赴任するに際し、古くから同居していた妻である作者の実母を京に残して、いま一人の若い妻、高階成行女を伴い、当時わずか八歳の作者とその姉を連れて任国に下っている。ところで、孝標は遠い上総国に下るのに、わずか八歳の幼い作者やその姉、作者の乳母を連れて行ったにもかかわらず、なぜ作者の実母を同行せず、わざわざ若い妻を伴ったのであろうか。作者の母は

古風な人であつたらしいが、上総のような鄙の地に行くのを嫌がつたこともあつたかもしれないし、あのころに病氣だったのかもしれない。（中略）それに対して若い妻の成行女は国守の妻として重要な役目を務めることのできる人であつたので、孝標はこの妻を同行していったのだらう。したがって成行女は社会的にも北の方に等しい妻と認められたのであろう。この例もまた、「正妻」とその他の妻との間に大きな格差があり、正妻以外は「妻」とは認められていなかったとする説への有力な反証となるものである。

増田氏は以上の例を示しながら、工藤氏の「一夫一妻制」説は十分な実証を伴っておらず、やはり当時の貴族社会は「一夫多妻制」であるとすると、氏は工藤氏が拠つ所とした『律令』においても次のように興味深い分析をしている。

『養老律令』では「妻」と「妾」は兄弟姉妹と同じく「二等（親）」とする（儀制令）など「妻」と「妾」を同等に位置づけている条文もある。

筆者が『律令』『儀制令』に拠ると「凡そ五等の親は、父母、養父母、夫、子を一等と為よ。祖父母、嫡母、継母、伯叔の父姑、兄弟、夫の父母、妻、妾、姪、孫、子の婦を二等と為

よ。・儀制令第七 25」とあり、「嫡母（正妻）」も「妻」も「妾」も増田氏の指摘どおり同等に扱っている。さらに増田氏は藤原道長が『御堂閔白記』で三男左大将教通の妻が信家を産んだとき、「左大将妾産男子」と記しているのを示して、「当時は『妾』の文字には『妻』と差別した意味がないことが明らかだ。」と論ずる。「わが国の古代には『妾』に対応する和語がなかった。」とも述べる。

この『律令』の範となった唐令では「妾」は「奴婢」的な意味合いも持つ。平安時代の「妾妻」とは違う。これは工藤氏の分析と対立する。しかし、工藤氏が挙げた「戸令」においてさえ、「妻」と「妾」は区別されていないのである。（前出の「戸令第八27」）

藤井貞和氏も平安時代の婚姻は「妻」と「妾（非嫡妻）」の区別などなかった古代の婚姻形態の残存であるとする一人である。

●藤井貞和説

藤井貞和氏は、律令において妻とされるのは一人であるのに、絶えず「妻」と「妾」が並べて書かれているのは、はじめから嫡妻のごときものがきまっていたわけではないとする。

「平安時代の婚姻制度は、嫡妻、非嫡妻の区別などなかったらしい古い通い婚の形式をも、基層的に残存させているのであって、そのあたりの重層性は見誤らないようにしたい。」

また、「一夫一妻」が法的に限定されていなかったのと同様に、「一夫多妻」も限定的なものではなく、移行的なものであったとする。

「庶民レベルでは二人も三人も妻を作れない。しかし、財産が集中する大貴族だと複数の妻を持つことができるし、それを利用して身分が高くなり、権力が集中すればするほど、一夫多妻制を現象することになる。『一夫一妻』と『一夫多妻』は移行的」と述べる。

第二章 物語における一夫多妻のあり方

第一節 『宇津保物語』における一夫多妻

『宇津保物語』で一夫多妻を顕著に体现している人物としては源正頼、藤原兼雅の二人が挙げられよう。

源正頼は太政大臣の娘（大い殿の上）と嵯峨院の皇女、女一宮の二人の北の方を持ち、三条大宮あたりに四町（約

六万二千五百平方メートル）の大邸宅にこの二人の北の方と暮らす。しかし、この二人の妻の間にも少し差異がある。挙げてみると、

・太政大臣の娘の方が先に正式結婚。

・女一宮の露頭には父の嵯峨院も参加し、その席で「太政大臣の娘も平等に通われたらよい」と先妻への気遣いを示す。しかし、院が婚礼に参加するということは内親王のままの降嫁ととれる。

・最初、太政大臣の娘も女一宮もそれぞれの御殿で住んでいたが、子供が生まれ（女一宮十七人、太政大臣の娘十人の子）、女一宮の長女が入内したこともあって、女一宮は大宮と呼ばれる頃には正頼と同じ寝殿に住んでいる。太政大臣の娘は違う町（同じ邸内の別の一画）に住んでいる。

・この正頼の邸はもともと女一宮の母、後の宮の邸宅であった。

以上から、正式の婚姻で共に「正妻」であるには違いないが、女一宮の方が内親王であることや位階、経済的基盤、女子の入内等から、太政大臣の娘より「妻」として優位に立っていることは疑いない。形の上では一夫多妻であるが、実質

は女一宮を「正妻」とする一夫一妻制といえよう。

藤原兼雅にはもつと多くの妻妾がいたが、二人の妻の待遇が問題になろう。一人は嵯峨院の皇女、女三宮、あと一人は俊蔭娘である。俊蔭娘は皇族の血を引く式部少輔、清原俊蔭の娘であるが、父の死後窮乏していた時、兼雅と結ばれ仲忠を生んだ後、十数年行方不明になっていた。十数年経って兼雅が見つけ出し、三条邸に迎え入れる。一条にある本宅には女三宮をはじめ、多くの上達部の姫君や召人（お手付きの女房）たちもいるが、俊蔭娘を迎え入れてから兼雅は全く一条邸には行かなくなる。

この場合、女三宮が最初の妻であり、身分的にも申し分のない「正妻」であろう。しかし、兼雅と女三宮とは長きにわたって別居状態で、俊蔭娘が世間からも「北の方」と呼ばれるようになっていった時点で、俊蔭娘が実質的な「正妻」となったのである。実際、兼雅は三条邸にて公式の行事を行うときはすべて俊蔭娘に相談し、夫婦は並んで行事に参加している。

八月に、この殿の相撲の還響あるべければ、おとど、北の方の開こえたまふ（1・「俊蔭」・一一〇・九）
三条殿に、殿、北の方並びておはします。

ここでの「北の方」とは俊蔭娘である。『宇津保物語』の作者は彼女が三条邸に引き取られてすぐに彼女のことを「北の方」と称している。従って、兼雅は表面上は多妻であるが、実質は一夫一妻であったといえるのではないか。実際、女三宮は娘が入内するとそのまま殿上に住み、夫婦は決定的に離れてしまう。ただ、兼雅は正頼の娘、あて宮にも懸想しているので、現代で考える一夫一妻には程遠い。

第二節 『源氏物語』における紫上の妻としての地位

『源氏物語』においては紫上が正妻か否かが問題になろう。筆者は紫上は「限りなく正妻に近いが、正妻には当たらない存在であった」と結論づけたい。

根拠を挙げると

①紫上と源氏の結婚は正式な儀式を経ていない。(紫上と源氏が結ばれた後、三日夜餅が出されるが、ひそかに行われ、婚姻前の準備にあたる装儀の式がこの後にあわてて行われる。露頭もなし。)

②夫婦同居はしていたが、寝殿での同居ではなく、紫上は二条院では西の対の屋、六条院では東南の町の東の対の屋で

過ごす。源氏は最後まで紫上が寝殿を寝所とすることを許さなかった。

(女三宮が降嫁した時は寝殿の西面が彼女の御座所となった。一方、紫上はこの後、体調を崩し、六条院を出てしまう。寝殿の東面は明石中宮の御座所である。明石の君でさえ、中宮のお付き女房の立場であるが、寝殿に入れたのに、紫上は養母であるのに許されない。)

③葵上、女三宮の結婚では父親の意志決定と婿への財産援助が行われたが、紫上にはそれが無い。

④紫上は六条院の財産管理の主とはいえない。六条院はもともと六条御息所の邸であり、運営は源氏の俸禄が主であらうが、倉町が明石の君のいる冬の町にあることから、明石一族による財産管理も一部行われていると思われる。

以上の点から、紫上は「限りなく正妻に近いが、正妻には達していない妻」と結論づけたい。

①、②に関しては異論が玉上琢彌氏の『源氏物語評釈』¹⁶に見受けられる。

まず、①だが、「三日夜餅だけで済ませたのは、源氏が葵上の喪中であつたため、おおげさにできなかったためだ。」とする。しかし、この結婚は当初、父親の兵部卿宮にさえ知

らされず、あろうことか、紫上付きの女房たちも事後に知つたのである。三日夜餅を準備したのは、源氏の腹心の部下、惟光であった。本来、婚礼に関する身のまわりの世話をする女房たちにも秘密にすめられた婚礼のどこが正式なものか理解しかねる。

次に②であるが、これは玉上氏が興味深い説を唱えているので、挙げてみたい。

それは「野分」の巻の有名な場面であるが、台風見舞いに来た夕霧が源氏と紫上のいる東南の町の寝殿と東の対の御殿との間、東の渡殿にいて、その妻戸の隙間から廂に出ている紫上を垣間見、彼女の美しさに心奪われていると、源氏が「西の御方より、内の御障子ひき開けて渡りたまふ」のである。玉上氏は「この御殿は、東西に分けられていて、へだてに障子があった、とわかる。その『西の御方』とは、明石の姫君の住まう所とわかる。明石の姫君と紫上は一つの御殿を二つに分けて住んでいたと思われ、その御殿が東西に分けられていたとすると、南北に長い対の屋よりも、東西に長い寝殿と見るほうがよいであろう。紫上は寝殿に住んでいたことになりそうである。」とする。

氏の説によれば、紫上は寝殿にて源氏とともに生活してい

たことになる。これより後の「梅枝」の巻、薫物合せの調合の場面で、源氏が寝殿に一人離れて、籠り調合し、紫上が東の対の屋にて調合しているという点について玉上氏は、「『梅枝』の巻から紫の上は寝殿に住んでいないのである。『東の対』に住む。作者は、六条の院に移ってからは紫の上を寝殿に住ませたが、『梅枝』の巻からふたたび対に移したということになる。何故いったん寝殿に住まい、正妻の扱いを受けた紫の上が対に下らねばならないのであろうか。紫の上が正妻として寝殿に構えていることが、不都合になったからであろう。作者は紫の上以外の、寝殿に住むべき人を構想しているのだと考えられるであろう。」と女三宮の降嫁の伏線であると唱えるのである。「野分」の巻の説は建物の構造を考えるとかならずける点はあるが、「梅枝」の巻の話は、その後の「藤裏葉」の巻にて明石の姫君の母として御輦車で参内した紫上の立場からすれば、その前に寝殿から追われる必然性がない。やはり、六条院に入った最初から寝所はあくまで東の対であり、幼い姫の面倒を養母として見るために頻繁に寝殿を訪れていたと考えるべきではないか。「野分」の場面でも紫上が目撃されたのは「廂の御座」である。廂に御座所があるというなら、それは「座るべき場所」であって、寝所とするのは

不自然である。なぜなら、共寝をする六条院の主の源氏の寝所が「廂の間」にあることになる。この場面は明石の姫君を直接見舞った源氏が寝殿の西面から、内障子を通って、開け放った東面に出てきて、東の対の屋から心配で見に来た紫上が東側の廂の間にいたところを夕霧に見られたといったところではないか。

玉上氏は紫上の呼称が、「玉鬘」の巻から「真木柱」の巻まで、「対の上」が全く使われなかったことから、この間は「正妻の扱いをされていた」とする。「対の上」という呼称は確かに女三宮降嫁後、紫上に多用されている。したがって、「対の上」という呼称は「寝殿ではなく、対の屋を寝所とする女性」という意味を持つている。では、逆に「正妻」を意味すると思われる「上」が「玉鬘」から「真木柱」以降、全く紫上に対して使われていないかというところではない。それ以前もそれ以後も特に明石の姫君とかかわる時や式典を取りしきる時などに紫上に対して用いられているのである。また、女三宮降嫁後も源氏が女三宮の批評をするときや、二条院に紫上が移ってから紫上は「上」と表現されている。つまり、「上」は源氏や作者が信頼おけるはたらきをする人、その邸の中心になっている人という意味で用いられており、決して

「正妻」に用いられているわけではないのである。よって、「上」と呼ばれ、「対の上」と呼ばれていないからといって、その間は「寝殿を寝所とする正妻の扱いを受けていた」とはいえないのである。むしろ、「女君」とよばれていた二条院にいた頃の方が、須磨に流された源氏に代わって、「御倉町、納殿などいふことまで、少納言をはかばかしきものに見おきたまへれば、親しき家司ども具して、知ろしめすべきさまでものたまひ預く。」(2・「須磨」・一七六・十四)とあるようによほど「正妻」としてのはたらきをしていたのである。前出の④の根拠をあてはめると、二条院にいた時はまちがいなく「正妻」であったのである。しかし、二条院では最初から最後まで、紫上の寝所は西の対の屋である。病で六条院を出た後も西の対に戻っている。そして、二条院にいたときは一度も「北の方」と呼ばれていない。六条院にいた時も「北の方」という呼称が出てきたのはわずか三例である。それも鬚黒大将とその妻が会話の中で

「大殿の北の方と聞こゆるも(源氏の君の北の方と申し上げる方も)」(3・「真木柱」・三六二・三)

「大殿の北の方の知りたまふことにもはべらず。(源氏の君の北の方がかかわっておられることではございませ

ん。)(3・「真木柱」・三六三・九)

と言っている場面と、源氏が心の中で、

「御参りは北の方添ひたまひべきを（一般的には姫君の御入内には北の方が付き添うのが慣例であるが）」(3・

「藤裏葉」・四四九・一)

と思つているという使い方で、作者が直接紫上を称するのには用いてはいない。これは『宇津保物語』の俊蔭娘が三条邸に引き取られてからすぐに作者によつて「北の方」と称され、以後ずっと「北の方」「三条の北の方」と称されたのとは全く違う。

以上の点から紫上は「正妻」としてのはたらかもし、誰もが「一の人」と認める女性だが、「限りなく正妻に近いが、正妻に達していない女性」と位置づけられていたと解釈したい。源氏が朝顔や秋好中宮に懸想している時は、紫上の呼称は「上」であつたのが、意識されるように「対の上」「女君」と表されている。この点からも作者の中に「紫上の身分の不足」という意識があつたと思われる。明石の君のように女の子を生んでいれば、その運命も変わったであろうが、作者はその設定を許さないのである。

では、一方で最後まで通い婚であつた葵上がどうして「正

妻」であるのか。身分上は申し分ないし、その婚姻は正式なものである。だが、『宇津保物語』の例のように「夫婦寝殿での同居」という条件が決定的に欠けている。この理由は前出の工藤重矩氏の分析で説明がつく。財産の基盤である母方の援助が望めない源氏を政界で出世させていくためには、どうしても左大臣家の妻方援助が必要であつたのである。しかし、妻方居住婚にしてしまうと、藤原家の婿として太政大臣にはなれるが、準太上天皇にはなれない。したがって、葵上は左大臣家の経済的援助を源氏に与えるためと源家の男子を生むためにだけ、登場して死んでゆくのである。ここに現実とは違った作者の人物設定の妙を感じる。

結果、光源氏は間違いなく「一夫多妻制」を体現しているが、「形式、同居、財産、子宝、愛情」がすべてそろつた真正銘の「正妻」には恵まれていないのである。

結語

関口裕子氏によると、一夫多妻といつても次の五つの型に分けられる。

(a) 妻達の地位が全く対等な一夫多妻制。

(b) 妻達の地位が上位グループと下位グループの二つに分かれているもの。

(c) 妻達の地位が第一→第二→第三と順位づけがあるもの。

(d) 妻達の地位が一人の正妻とそれ以外の副妻達に分かれているもの。

(e) 一夫一妻多妾制。

関口氏は平安貴族の婚姻形態は(c)であるということだが、木村氏や工藤氏の説だと(d)になる。(d)は古代中国の婚姻形態であるが、平安時代における「正妻」と「妾妻」の差は中国の「正妻」とその他の「妾」との差ほど明確ではない。古代中国での「妾」は奴婢に近く、儀式一切に参加されることも許されない。しかし、日本の平安時代における「妾」にはそのような限定はない。『律令』でさえ、「妻」と「妾」は同じ扱いである。

したがって、平安貴族の婚姻形態を示すとしたら、「一人の正妻とそれ以外の副妻とさらに下の妾妻(召人)」となるのではないか。

そして、その「正妻」の条件として必要なことは、

①妻方の父親が表面に立って、三日夜餅、露頭といった儀式を妻方の家にて行った結婚であること。

②結婚ののち一定の訪婚を経たとしても妻方居住婚か、新居居住婚で必ず夫婦同居していること。

③妻方からの援助が婿に行われていること。

と考えられる。

実際、この三つの条件にかなうにはそれなりの妻方の経済的負担が予想され、必然的に「正妻」が一人に絞られていく。だから、兼家や道長のような大貴族でない限り、複数の「副妻」や「妾妻」もなかなか持ちにくいのである。妻方の父親は婿の出自や将来性で「婿えらみ」をするため、大貴族でない男性はなかなか複数の妻候補に恵まることがないからである。結果として「一夫一妻制」になるが、それは工藤氏の言うような、法的に決まっいて、離婚や死別しない限り固定されているものではなく、藤井氏の言うような移行的で流動的なものである。正妻は事後的に決まっていくのである。そして、一番「正妻」たる条件は②の「夫婦同居」にあると考える。

史実において藤原兼家と時姫は東三条邸にて同居し、藤原

道長と倫子は土御門邸にて同居している。そのため、他の有力な妻たちとは厳然と区別され、後世の史料にて「北政所」と記されるのである。物語においては「宇津保物語」の俊蔭娘は不幸な境遇にもかかわらず、三条邸にて兼雅と同居し、正妻の座を得る。一方、ずっと同居していたはずの『源氏物語』の光源氏と紫上は「寝殿での同居」を成さなかったため、最終的に紫上は正妻に達しないまま、女三宮にその座を奪われていくのである。

「多妻」の中で「正妻」が確立していく過程において「夫婦同居」という条件は物語においてさえ、作者が細心の注意を払って描いていると考えられる。それほど重要なのだと推察するのである。

【注】

- (1) 筆者修士論文「平安時代の婚姻形態を踏まえて読む『源氏物語』——明石一族の繁栄と明石の君の二面性」(京都教育大学国語教育専修 二〇〇六年二月)。
- (2) 木村佳織「『源氏物語』の婚姻と内親王降嫁の持つ意味——妻としての紫上に与えられた特殊性」
- (3) 人物で読む源氏物語 第六巻 紫上 勉誠出版・二〇〇五年六月)。
- (4) 玉上琢彌「源氏物語評釈 第七巻」角川書店・一九六六年十一月)。
- (5) 胡潔「平安貴族の婚姻慣習と源氏物語」(風間書房・二〇〇一

年八月)。第二部第二章結語にて「当時の慣習においては、婚儀あるいは初婚などで制度的に正妻が決まるものではなく、また正妻の選択期間も制度的制約がない。最終的に男性の個人の感情、利害関係など諸事情によって決まるものであると考える」とある。

- (5) 工藤重矩「源氏物語の結婚——平安朝の婚姻制度と恋愛譚」(中公新書・二〇一二年三月)。
- (6) 井上光貞ら校注「日本思想大系 3 律令」(岩波書店・一九七六年二月)。
- (7) 高群逸枝「招婿婚の研究 一」(理論社・一九六六年五月)。
- (8) 服藤早苗「平安朝 女性のライフサイクル」(吉川弘文館・一九九八年二月)。
- 「女性と経済」の章に「当時は女性でも両親から財産を相続できた。おおざっぱな言い方をすれば、男女均分相続だった。……倫子も道長とは別に政所をもっていた。」とある。
- (9) 国史大系編集会編集「国史大系 別巻二 尊卑分脉」(吉川弘文館・一九六四年三月)。
- (10) William H. McCullough [Japanese Marriage Institutions in Heian Period, Harvard Journal of Asiatic Studies, Vol.27, 1967] を栗原弘氏が翻訳したものの「婚姻居住」の章に「道長は九八八(永延二)年の初めに倫子と結婚した。(中略)そして遅くとも九九一(正暦二)年までには、道長は彼の舅の土御門第を常居としていた。」とある。
- (11) 兼家と時姫の同居には異論もあるが、本論は服藤早苗氏が前掲書において「兼家が時姫の娘、超子や詮子の里第として東三条邸を建てており、出産の準備もこの東三条邸で行ったものと思われる。ここでも時姫と同居していたと考えた方が合理的である。」

としている説や、胡潔氏が前掲書で「東三条院を新築してから、時姫が所生子とともに東三条院に移ったと見た方が妥当であろう。」としている説に拠り、時姫と兼家は東三条邸において同居していたものとする。

(12) 前掲10の論文の「婚姻規定」の章P八三～P九〇を引用し、筆者によってまとめたもの。

(13) 増田繁夫『平安貴族の結婚・愛情・性愛―多妻制社会の男と女』(青簡舎・二〇〇九年一〇月)。

(14) 藤井貞和『物語の結婚』(ちくま学芸文庫・一九九五年一〇月)。
(15) 藤井貞和『タブーと結婚―源氏物語と阿闍世王コンプレックス論』のほうへ。(笠間書院・二〇〇七年三月)。

(16) 玉上琢彌『源氏物語評釈第二巻』(角川書店・一九六五年一月)。
玉上琢彌『源氏物語評釈第五巻』(角川書店・一九六五年二月)。

(17) 関口裕子『日本古代婚姻史の研究 下』(塙書房・一九九三年二月)。

*『宇津保物語』は『新編 日本古典文学全集 うつほ物語①～③』(小学館・一九九九年六月～二〇〇二年八月)による。(一)内は(巻数・「巻名」・頁・開始行)。

*『源氏物語』は『新編 日本古典文学全集 源氏物語①～⑤』(小学館・一九九四年三月～一九九八年四月)による。(一)内は(巻数・「巻名」・頁・開始行)。

(大阪府立香里丘高等学校・

大阪府立枚方なぎさ高等学校非常勤講師)